

## 令和 6 年度 東海市水防計画の変更について

## 1 水防計画変更の根拠

市町村水防計画は、水防法及び都道府県水防計画の定めるところにより管内各河川・ため池・海岸の洪水、高潮による水災を警戒し、これによる被害を軽減して、水防に関し必要な事項及び具体的な実施要領を定めた計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、変更しなければならないとされている（水防法第 33 条第 1 項）。

また、水防計画の作成、変更は、市町村防災会議（水防協議会の所掌事務だが、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第 16 条第 1 項に規定する市町村防災会議を設置する市町村にあつては市町村防災会議に諮るもの）の所掌事務とされている（水防法第 33 条第 2 項）。

## 2 変更要旨

項目	要旨
(1) 実情に合わせた変更	大田樋門の廃止及び消防団詰所の建替等に合わせて変更するもの。
(2) 愛知県水防計画との整合	愛知県水防計画の修正に合わせて整合を図るもの。

## 3 新旧対照表

別添のとおり